西脇市障害者基幹相談支援センターの公募結果について

- 1 西脇市障害者基幹相談支援センター運営法人募集の概要
 - (1) 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援に加え、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条の2に規定される基幹相談支援センター(以下「センター」という。)を設置することで、重層的な相談支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指すこととし、センター運営法人を募集する。
 - (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
 - (3) 募集方法

公募により運営法人を募集

募集方法:西脇市ホームページに掲載

募集期間:令和2年7月27日(月)から8月19日(水)まで

- 2 応募の状況
 - (1) 応募数1事業所
 - (2) 応募者 特定非営利活動法人白ゆり会
- 3 選定方法
 - (1) 西脇市障害者基幹相談支援センター運営法人選定委員会開催要領に基づき、運営法人選定委員会を設置
 - (2) 委員 5 人による書類審査を実施
 - (3) 審査項目に基づき、センター運営に係る能力等を審査及び採点 ア 審査項目
 - ・法人の運営実績、業務経験等の体制
 - ・障害者を取り巻く課題への理解、センター受託への意欲、適切な運営体制の確保
 - 専門的職員の研修体制、協同の体制、地域や関係機関等との 連携
 - イ 採点

審査項目の合計は、100点満点とし、最高得点を獲得した法人を優先交渉権者として内定する。ただし、選定基準に満たない場合(評価点が63点以下の選定委員がいる場合)は、選定しないものとする。

- 4 運営法人選定委員会の開催状況及び採点結果
 - (1) 開催日・場所令和2年9月2日(水) 福祉事務所内
 - (2) 採点結果 応募のあった1法人(特定非営利活動法人白ゆり会)において、 選定基準を満たす点数を獲得し、優先交渉権者として内定した。

5 優先交渉権者の決定

優先交渉権者として内定した1法人(特定非営利活動法人白ゆり会)について、令和2年9月15日~22日開催の障害者地域支援協議会(書面会議)で諮り、委員の意見を踏まえた上で、市が決定する。